



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月13日(金) 第9782号

目次

ページ

規則

- 群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農政課) 2

告示

- 土壌汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課) 3
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル課) 3
- 特定計量器の定期検査の実施(産業政策課) 3
- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 4

公告

- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 4
- 土地区画整理事業の換地処分の届出(都市計画課) 6
- 開発工事の完了(建築課) 6

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 6

落札

- 落札者等の決定(二葉特別支援学校) 7

■ 規 則

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八号

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

群馬県農業協同組合法施行細則(昭和三十八年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(説明書類縦覧開始延期の承認申請)

第二十条の二 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、やむを得ない理由により当該組合の事業年度経過後四月以内(同項第十号の事業を行う組合(同項第三号の事業を行う組合を除く。))にあつては、五月以内)に法第五十四条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ、説明書類縦覧開始延期承認申請書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第71号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成30年群馬県告示第244号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 館林市下早川田町字内屋110番7の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第72号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

| 指定番号 | 指定区域の所在地 | 埋立地の区分 |
|------|--|-----------------------|
| 69 | 桐生市新里町関字上長者205番3の一部、205番4の一部、208番2の一部、211番3の一部、215番5の一部、221番20の一部、222番、224番3の一部、224番5の一部、225番、226番2の一部、227番4の一部、227番5の一部及び228番3の一部 | 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域 |

◎群馬県告示第73号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 安中市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

| 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|-----------|------------|---------------|
| 令和2年4月16日 | 午前10時～午後3時 | 安中市松井田庁舎南側車庫棟 |

| | | |
|-----------|------------|--------------|
| 令和2年4月17日 | 午前10時～午後3時 | 安中市安中公民館 |
| 令和2年4月20日 | 午前10時～午後3時 | 安中市原市公民館 |
| 令和2年4月21日 | 午前10時～正午 | 安中市岩野谷公民館 |
| 令和2年4月23日 | 午前10時～午後3時 | 安中市役所本庁北側車庫棟 |

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・26号 県庁群大線
- 3 事業施行期間 平成8年9月13日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 群馬県前橋市平和町一丁目、平和町二丁目及び大手町三丁目地内の一部を追加する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------|-----|---------|-----------------|
| 富士見北橋 | 理 事 | 再 任 | 須田徹夫 | 前橋市富士見町田島291番地 |
| | 同 | 同 | 齋藤賢一 | 同 富士見町引田236番地1 |
| | 同 | 同 | 大友五十吉 | 同 富士見町横室522番地 |
| | 同 | 同 | 榎原正夫 | 同 同 724番地 |
| | 同 | 同 | 柳井進 | 同 富士見町米野1216番地1 |

| | | | | |
|-------|-----|-----|-------|------------------|
| | 同 | 同 | 関口昇一 | 同 富士見町石井366番地 |
| | 同 | 同 | 富岡正徳 | 渋川市北橋町箱田318番地 |
| | 同 | 同 | 狩野由宏 | 同 北橋町下箱田252番地 |
| | 同 | 新 任 | 田村寛一 | 前橋市富士見町横室29番地2 |
| | 同 | 同 | 中島久夫 | 同 富士見町米野乙590番地 |
| | 同 | 退 任 | 萩原昭巳 | 同 富士見町横室63番地 |
| | 同 | 同 | 中嶋清一 | 同 富士見町米野258番地 |
| | 監 事 | 再 任 | 萩原正明 | 同 富士見町原之郷1493番地2 |
| | 同 | 同 | 狩野松義 | 同 同 2095番地 |
| | 同 | 同 | 高橋正樹 | 渋川市北橋町下箱田233番地 |
| | 同 | 新 任 | 齋藤眞一 | 前橋市富士見町引田379番地26 |
| | 同 | 同 | 石関雅幸 | 同 富士見町米野1128番地3 |
| | 同 | 同 | 根岸仁 | 同 富士見町小暮259番地 |
| | 同 | 退 任 | 齋藤勝也 | 同 富士見町引田210番地 |
| | 同 | 同 | 中島久夫 | 同 富士見町米野乙590番地 |
| 大間々用水 | 理 事 | 再 任 | 竹内定雄 | 桐生市新里町新川2147番地 |
| | 同 | 同 | 五十嵐清隆 | 伊勢崎市上蓮町71番地1 |
| | 同 | 同 | 小林邦夫 | 同 間野谷町368番地 |
| | 同 | 同 | 武井久 | みどり市笠懸町阿左美815番地1 |
| | 同 | 同 | 新井好夫 | 同 同 2322番地 |
| | 同 | 同 | 須藤昭男 | 同 同 3224番地 |
| | 同 | 同 | 新井巖雄 | 同 笠懸町久宮201番地118 |
| | 同 | 同 | 田村芳美 | 同 笠懸町鹿1808番地1 |
| | 同 | 同 | 関口幹夫 | 同 同 3895番地 |
| | 同 | 同 | 竹村正雄 | 同 同 4817番地 |
| | 同 | 同 | 松島清 | 同 大間々町桐原67番地8 |
| | 同 | 新 任 | 荒木恵司 | 桐生市宮前町二丁目4番11号 |
| | 同 | 同 | 田中栄 | みどり市笠懸町西鹿田1018番地 |
| | 同 | 退 任 | 加藤宗太郎 | 桐生市新里町新川955番地3 |
| | 同 | 同 | 橋内文夫 | みどり市笠懸町鹿4656番地 |

| | | | | | |
|--|----|----|------|---|--------------|
| | 同 | 同 | 河内洋一 | 同 | 笠懸町西鹿田683番地1 |
| | 同 | 同 | 松井博 | 同 | 同 802番地 |
| | 同 | 同 | 星野一郎 | 同 | 大間々町大間々853番地 |
| | 監事 | 再任 | 木村輝義 | 同 | 笠懸町阿左美2318番地 |
| | 同 | 同 | 岩崎吉男 | 同 | 笠懸町鹿3464番地 |
| | 同 | 同 | 松島隆 | 同 | 大間々町桐原283番地 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、渋川市から渋川都市計画事業四ツ角周辺土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----|---|--|
| 1 | 邑楽郡邑楽町大字中野字新井824-5 | 邑楽郡千代田町大字赤岩1837番地の5 美恵乃ハイムⅡ104 山口光泰 |
| 2 | 邑楽郡板倉町大字西岡字前原300-1、301-5、302-1、字中岡1421-5、1421-6 | 邑楽郡板倉町大字西岡1421番地の2 福地喜代文 |
| 3 | 邑楽郡邑楽町大字狸塚字高原255-1 | 邑楽郡邑楽町大字狸塚212-7 島田雄干、島田彩香 |
| 4 | 邑楽郡千代田町大字福島字松原642-36 | 邑楽郡大泉町大字吉田1986番地の4 石川真人、石川亜也子 |

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分

の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和2年3月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,549
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 303,427
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名 | 3分の1の数 |
|---------|---------|
| 北群馬郡 | 9,850 |
| 甘楽郡 | 6,552 |
| 吾妻郡 | 15,660 |
| 利根郡 | 9,608 |
| 佐波郡 | 10,077 |
| 邑楽郡 | 27,400 |
| 前橋市 | 93,237 |
| 高崎市 | 103,355 |
| 桐生市 | 31,699 |
| 伊勢崎市 | 56,003 |
| 太田市 | 59,097 |
| 沼田市 | 13,475 |
| 館林市 | 20,914 |
| 渋川市 | 22,082 |
| 藤岡市・多野郡 | 19,345 |
| 富岡市 | 13,597 |
| 安中市 | 16,523 |
| みどり市 | 14,004 |

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月13日

群馬県立二葉特別支援学校長 筑井博之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県立二葉・二葉高等特別支援学校スクールバス運行業務委託 5路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立二葉特別支援学校 群馬県高崎市足門町120
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬コープ観光株式会社 群馬県高崎市菅谷町20-170
- 5 落札金額 108,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年12月27日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
